

平成二十三年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第七条第一項、第八条第一項及び第二十三条の規定に基づき、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（研究開発・成果利用事業計画の認定の申請）

第二条 法第七条第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面
- 二 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 三 当該研究開発・成果利用事業計画に法第七条第三項各号に掲げる事項を記載する場合には、同項の施設の規模及び構造を明らかにした図面
- 四 当該研究開発・成果利用事業計画に法第七条第五項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類
 - イ 次に掲げる者が法人である場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が当該申請をしようとする者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
 - （1）当該事項に係る農地を農地以外のものにする者
 - （2）当該事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者並びにその者のためにこれらの権利を設定し、又は移転しようとする者
 - ロ 当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書
 - ハ 当該事項に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
 - ニ 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
 - ホ 当該事項に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
 - ヘ 当該事項に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
 - ト その他参考となるべき書類

（研究開発・成果利用事業計画の変更の認定の申請）

第三条 法第八条第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の変更の認定を受けようとする認定研究開発・成果利用事業者は、別記様式第二号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に主務大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 一 当該研究開発・成果利用事業計画に従って行われる研究開発・成果利用事業の実施状況を記載した書類
- 二 前条第二項各号に掲げる書類

（研究開発・成果利用事業計画の軽微な変更）

第四条 法第八条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- 二 研究開発・成果利用事業の実施期間の六月以内の変更
- 三 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、地域の名称の変更その他の研究開発・成果利用事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

（権限の委任）

第五条 法第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで並びに第二十一条第二項の規定による総務大臣の権限は、法第七条第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者（共同して認定を受けようとする場合にあっては、当該者の代表者。以下同じ。）又は認定研究開発・成果利用事業者（共同して認定を受けた場合にあっては、当該認定研究開発・成果利用事業者の代表者。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に委任する。ただし、総務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで並びに第二十一条第二項の規定による財務大臣の権限は、法第七条第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）又は国税局長（沖縄国税事務局長を含む。）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで並びに第二十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、法第七条第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務局長を含む。）に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで並びに第二十一条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、法第七条第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 5 法第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで並びに第二十一条第二項の規定による国土交通大臣の権限は、法第七条第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 6 法第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで並びに第二十一条第二項の規定による環境大臣の権限は、法第七条第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二二日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

研究開発・成果利用事業計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

申請者

住 所

氏 名

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、研究開発・成果利用事業を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(別紙)

研究開発・成果利用事業計画

1 事業名

2 研究開発・成果利用事業に参加する者の概要

(1) 申請者の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③法人の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種	
①：	⑤：
②：	⑥：
③：	⑦：
④：電話番号： FAX番号： 担当者名：	
共同申請者（共同して申請する者がいる場合に記載）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③法人の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種	
①：	⑤：
②：	⑥：
③：	⑦：
④：電話番号： FAX番号： 担当者名：	

(2) 研究開発・成果利用事業に協力する大学、研究機関等（以下「協力者」という。）がある場合には、その概要

①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③法人の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、 ⑧研究開発・成果利用事業におけるその役割	
①：	⑤：
②：	⑥：
③：	⑦：
④：電話番号：	⑧：
FAX番号：	
担当者名：	

(備考)

- 1 共同申請者又は協力者が2者以上存在する場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 研究開発・成果利用事業の目標

4 研究開発・成果利用事業の内容

(1) 実施内容

(2) 実施計画

- ① 研究開発・成果利用事業の年次計画
(項目(サブテーマ)ごとに具体的に記載すること。)

番号	実施者	研究開発・成果利用の具体的内容	実施期間

② 実施体制

- ・研究開発・成果利用事業を行う研究員等一覧
(研究開発・成果利用事業に研究員等が参加する場合に記載すること。)

申請者の氏名又は名称:			
研究員等氏名	役職	分担(①の番号)	研究等に関する経歴

協力者の氏名又は名称:			
研究員等氏名	役職	分担(①の番号)	研究等に関する経歴

- ・研究開発・成果利用事業の拠点となる施設

所有者	施設等の名称	施設等の所在地	申請者の住所と異なる理由

- ③ 研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備の内容(別表1)
- ④ 農地法の特例措置(別表2)
- ⑤ 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表3)
- ⑥ 専門用語の解説

5 研究開発・成果利用事業の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

(備考)

このほか、以下の書類を添付すること。

- 1 申請者が法人の場合には、その定款又はこれに代わる書面
- 2 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）

(別表 1)

研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備の内容

(注) 研究開発・成果利用事業の用に供する施設を整備する場合に記載すること。
(農地法の特例措置を必要とする場合には必ず記載すること。)

1 施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類	規模・用途等	施設の用に供する 土 地 の 所 在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	
①								
②								
③								

2 施設を整備する者の概要

番号	
①	氏 名：
	住 所：
②	氏 名：
	住 所：
③	氏 名：
	住 所：

- (注) 1 「新設等」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
 2 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。
 3 「施設の用に供する土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域のいずれに含まれているかを記載すること。
 さらに、当該土地が市街化調整区域にある場合には、以下の事項を記載すること。
 A 施設に係る開発行為又は建築行為等が都市計画法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条の建築許可を要しないものであるときは、該当記号「A」並びに同法第 29 条第 1 項及び第 2 項並びに第 43 条第 1 項の該当号
 B 開発行為が開発許可を要するものであるときは、該当記号「B」及び同法第 34 条の該当号
 C 建築行為等が建築許可を要するものであるときは、該当記号「C」及び建築物が都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号イからホまでのいずれの建築物に該当するか
 D 施設の整備が開発行為及び建築行為等のいずれも伴わないものであるときは、該当記号「D」及びその理由
 4 「1 施設の整備の内容」と「2 施設を整備する者の概要」はそれぞれの「番号」が対応するように記載すること。
 5 申請者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

☐ 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表 2 - 1)

農地法の特例措置（法第 12 条第 1 項関係）

(注) 農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を必要とする場合に記載すること。

1 農地を転用する者の氏名及び住所	氏 名		住 所		
2 施設の種類の					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10 a 当たり 普通収穫高	耕作者の氏名
	計 筆 m ² (田 m ² 、畑 m ²)				
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
	計				
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
6 その他参考となるべき事項					

- (注) 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、別表 1 及びその添付書類と整合性を図ること。
 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
 4 「利用状況」には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が申請者の場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表 3 と整合性を図ること。）
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(別表 2-2)

農地法の特例措置（法第 12 条第 2 項関係）

(注) 農地法の特例措置（農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を必要とする場合に記載すること。

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏 名		住 所	
	譲 受 人				
	譲 渡 人				
2 施設の種類の					
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権 利 の 設 定 ・ 移 転 の 別	権 利 の 設 定 ・ 移 転 の 時 期	権利の存続期間	
5 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10 a 当たり普通収穫高	
	計 筆	m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)
6 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
7 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要					
8 その他参考となるべき事項					

- (注) 1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、別表 1 及びその添付書類と整合性を図ること。
 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
 4 譲渡人が 2 者以上存在する場合には、1、3 及び 5 の欄には「別紙記載のとおり」と記載し、次の別紙 1 及び別紙 2 により記載することができるものとする。
 5 「利用状況」には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載すること。
 6 「10a 当たり普通収穫高」には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が申請者の場合にあつては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表3と整合性を図ること。）
- (5) 農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
- (6) 農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(別紙1) 別表2-2の1の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(別紙2) 別表2-2の3及び5の欄（土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地の所有者 の氏名	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合		利用状況	10a当たり 普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計 筆		m ² (田	m ² 畑	m ² 採草放牧地		m ²)

(注) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

(別表 3)

研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	1 年後 (年 月期)	2 年後 (年 月期)	3 年後 (年 月期)	4 年後 (年 月期)	5 年後 (年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①+②)					
自己資金					
借入金					
うち 農業改良資金等					
その他					
補助金等					
その他					

(注) 1 「農業改良資金等」とは、「農業改良資金」「林業・木材産業改善資金」「沿岸漁業改善資金」を指す。

2 申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 借入金・補助金等については、計画申請時点における予定を記載すること。

別記様式第2号（第3条関係）

研究開発・成果利用事業計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで認定を受けた研究開発・成果利用事業計画「（事業名）」について、下記のとおり変更したいので、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 「申請者」には、研究開発・成果利用事業を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。